三者検討会に係るQ&A

H23. 1

1 目的・意義

Q-1 三者検討会の目的は何か

2 施工者からの申し出対象工事

- Q-2 施工者からの申し出は、どのような工事が対象か。
- Q-3 特記仕様書に記載のない場合は、施工者から申し出できないのか。
- Q-4 工事発注前に設計者への通知があるのか。

3 施工者からの申し出時期と手続き

- Q-5 施工者からの申し出を随時に行うことができないか。
- Q-6 随時開催が可能な場合、検討会開催を施工計画書の提出後にできないか。
- Q-7 施工者からの申し出に必要な書類はどのようなものか。

4 運営経費

- Q-8 検討会における図面作成や設計手直しなどの費用は誰が負担するのか。
- Q-9 申し出たものが負担する検討会の開催費用はどの程度か。

5 構成員

- Q-10 三者検討会に施工者側から本社部長クラスなどが参加できないか。
- Q-11 対立が予想される場合、公平なオブザーバーを出席させられないか。

6 準備資料等

- Q-12 どの程度の準備資料が必要か、例示的に示してほしい。
- Q-13 施工者が行う設計図書の照査の範囲はどの程度か。
- Q-14 施工者が開催時に準備する資料はどのようなものか。
- Q-15 開催時に施工者から提出する質問書の様式はどのようなものか。

7 運営

- Q-16 同一路線で数工区発注された場合、代表施工者が開催できないか。
- Q-17 三者の意見調整ができなかった場合、どのような調整方法があるのか。
- Q-18 施工者が申し出た検討会の開催回数は、どのように考えるか。

8 報告書

- Q-19 検討会結果は、工事施工協議簿による確認以外に他の資料提出があるか。
- Q-20 施工者から申し出た検討会結果を、報告書にまとめる必要があるか。

9 その他

- Q-21 三者検討会において、設計変更がどのように改善されるか。
- Q-22 検討会で、VE提案ができるか。

1 目的・意義

Q1

三者検討会を設ける目的は何でしょうか?

Α

限られた公共投資の中で、より品質の高い社会資本の整備を進めることが重要であることから、北海道建設部が所管する土木工事において、発注者、施工者、設計者が一堂に集まり、設計の考え方を共有し、設計・施工条件や施工上の留意点などを確認することで、監督業務の適正な履行並びに確実な施工を図り、発注者が求める品質や機能を確保することを目的としています。

更に、計画・設計及び施工分野の技術的知識を相互に交換することで、三者の一層の技術力向上と、施工者においては施工現場の効率化、設計者においては成果品の品質向上を目指すものです。

2 施工者からの申し出対象工事

Q2

施工者が検討会開催の申し出できる旨を特記仕様書に記載することになっていますが、この場合の対象としている工事はどのようになっていますか?

また、設計者(コンサルタント)とは、事前に何か確認がされていますか?(施工者が申し出する場合、どんな工事でも対象になりますか?何か制約がありますか?)

Α

施工者の申し出により実施する三者検討会の対象工事に制限等はありません。必要な経費を 設計者に支払って開催することができます。

ただし、事前に発注者から設計者(コンサルタント)に対し、参加の意思が確認できたもののみ特記仕様書を添付することとしておりますので、特記仕様書が添付されていない工事については開催することができません。

Q3

工事の特記仕様書に「申し出できる」旨を記載されていない時は、施工者から申し出できないのでしょうか?

Α

Q2の回答を参照してください。

なお、特記仕様書に「申し出できる」旨の記載が無い場合でも、発注者の記載漏れの可能性が考えられることから、監督員に確認することをお勧めします。

工事発注前に、関係する設計者への通知はされるのでしょうか?

Α

年間執行計画策定後速やかに、発注者側より工事名や関与箇所などの工事情報を各設計者に提供することとしています。

3 施工者からの申し出時期と手続き

Q5

施工者が検討会開催を希望する場合、受注後速やかに協議することとなっていますが、申し 出時期を、現場代理人が最も多忙な着工前に限定するのではなく、施工条件と工事現場の不一 致など開催の必要が認められた段階で、随時、開催の申し出することはできないでしょうか?

Α

従前、フローチャート上では、受注後速やかに申し出することとなっておりましたが、決してその限りではなく、必要に応じて随時申し出することも可能であったことから、フローチャートを改定し、より分かり易くしました。

Q6

開催フロー(案)では、施工計画書提出前に三者検討会が開催されることとなっていますが、 随時開催の申し出ができるとした場合、施工計画書提出後の開催でもよいのですか?

Α

Q5の回答のとおり、必要に応じて随時申し出することも可能としておりますので、施工計画書提出後の開催でもかまいません。ただし、三者検討会の開催にあたっては、設計者の都合もあることから、早めに日程調整をすることをお勧めします。

Q7

施工者が三者検討会開催の申し出に必要な書類はどの程度のものですか? また、定められた様式はありますか?

Α

基本的には、三者検討会に必要な「設計図書の照査」や「現地調査」を行い、質問項目を準備することで開催は可能です。

また、様式については、工事施工協議簿を活用してください。

4 運営経費

Q8

検討会を開催した場合、概算数量を確定するための図面作成や設計の手直し等の費用は、誰が負担することになりますか?

Α

概算数量を確定するための図面作成費用は、「建設工事の概数等発注事務取扱要領 第7設計変更図書の作成」(「設計変更の手引き(請負工事編)」参照)において、「当該設計変更図書の作成に要する費用については、共通仮設費の技術管理費に「施工図書作成費」として適切に計上すること。」としております。

また、設計の手直し等の費用は、その要因が設計者に起因するものは、設計者が負担することとしております。

Q9

申し出た者が負担する、検討会の開催に伴う費用はどの程度ですか? 標準的な費用を例示してください。

Α

発注者が対象として開催する三者検討会では、1回当たり主任技師O.5人、技師AO.5 人で算定しており、その他に必要な旅費・交通費を見込んでおりますので、参考としてください。

(参 考)

三者検討会開催経費(検討会2回開催当たり)

- ・函館土現~250千円程度 ・室蘭土現~140千円程度 ・旭川土現~200千円程度
- ·釧路土現~340千円程度 ·稚内土現(利尻)~500千円程度

5 構成員

Q10

三者検討会に、施工者側からの出席者は本社部長クラス等が参加できないでしょうか?

Α

施工者側からの出席者は、「現場代理人等」としておりますので、本社部長クラスもそれ以上の方も、参加は可能です。

設計等の違算について議論する場合は、責任のある工事監督員、設計者と責任の無い施工者の対立が予想されますが、公平で指導力のある事業担当課職員等をオブザーバーとして必ず出席させるようにできないでしょうか。

Α

基本的には、三者で意見調整をすべきものでありますが、調整不能となった場合は、発注者が各建設管理部の「設計積算管理委員会」に諮り調整することとします。

6 準備資料等

Q12

一般的に現場代理人クラスは、どの程度の準備をすれば検討会開催にこぎつけられるのかが 判らない状況と思います。このことについて例示的にでも解説してください。

また、発注者が対象とした場合と施工者が申し出た場合では、準備する範囲に違いがありますか?

Α

北海道建設部土木工事共通仕様書において義務付けている「設計図書の照査」と「現地調査」を行い、照査結果や質問項目を準備することで、三者検討会を開催することが可能です。設計図書の照査の範囲については、「設計図書の照査ガイドライン」にて具体的内容を明示しておりますので参照願います。

なお、発注者が対象とした場合と施工者が申し出た場合のいずれの場合においても、準備する範囲に差異はありません。

Q13

施工者が行う設計図書の照査の範囲は、どのようになっていますか?

また、発注者が対象とした場合と施工者が申し出た場合では、照査の範囲に違いがありますか?

Α

施工者が行う設計図書の照査については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」において義務付けており、その範囲は建設部が公表しております「設計図書の照査ガイドライン」にて具体的内容を明示しております。

なお、照査の範囲については、三者検討会の開催の有無や申し出の違い等によって、異なる ものではありません。

開催時に、施工者は種々の資料を準備する必要があると思われますが、どのような資料が必要ですか?

また、発注者が対象とした場合と施工者が申し出た場合では、準備する資料の範囲に違いが ありますか?

Α

Q12の回答を参照してください。

Q15

開催時に、施工者から提出する質問書の様式はどのようなものですか?

Α

北海道建設部土木工事共通仕様書の「契約図書に基づく処理方法」に準拠し、工事施工協議簿により行ってください。

7 運営

Q16

同一路線(河川)で数工区発注された場合、代表した施工者(又は共同)が三者検討会を開催できないか?

Α

具体には様々なケースが考えられるため、個別のケース毎に判断すべき事例と思われますが、 施工者間で調整・合意が得られているのであれば、代表した施工者又は共同で三者検討会を開 催することは可能です。

Q17

設計変更を要するものがあった場合、三者で責任範囲を明確にすることになっていますが、 三者の意見調整ができなかった場合、どのような調整方法で行うのですか。

A

基本的には、三者で意見調整をすべきものでありますが、調整不能となった場合は、発注者が各建設管理部の「設計積算管理委員会」に諮り調整することとします。

施工者が申し出た検討会の開催回数は、どのように考えればよいですか?

Α

発注者が発議して開催するものは1回を標準としておりますので、施工者の申し出により開催するものについても1回程度を基本として頂いて構いませんが、限定するものではありませんので、必要に応じて開催回数を決定してください。

8 報告書

Q19

検討会の結果を工事施工協議簿で確認することとなっておりますが、その際、他に提出する 資料はありますか?

Α

工事施工協議簿で確認するだけで充分ですが、工事施工協議簿に記載した事項だけでは内容が不明確な場合等については、必要に応じて検討会の際に使用した図面等の資料を添付してください。

Q20

施工者から申し出た検討会の結果は、報告書にまとめる必要がありますか?

Α

報告書にまとめる必要はなく、工事施工協議簿で確認するだけで充分です。ただし、工事施工協議簿に記載した事項だけでは内容が不明確な場合等については、必要に応じて検討会の際に使用した図面等の資料を添付してください。

9 その他

Q21

三者検討会において、設計変更がどのように改善されますか。具体的な設計変更フローや設計者の関わりなどについてはどうでしょうか?

Α

三者検討会の開催により、三者合意の上での設計変更が可能となること、また、不符合や見落としがちな事項が早期に確認されることから、早い段階での設計変更手続きが実施できるなどの改善が図られると考えています。

また、設計変更フローについては、「設計変更の手引き(請負工事編)」の中で明示しておりますので、そちらを参照願います。

Q22

検討会で技術提案して工法の変更などにより、コスト縮減が図れた場合、VE提案として採用してはどうですか?

Α

入札当初よりVE案件としている場合は可能と思われますが、一般的な三者検討会では、工 法の変更まで至ることは希と考えられます。